

子どもを性暴力から守るための体制を強化しました ～千葉県弁護士会と「危機対応チーム」設置に係る協定を締結～

千葉市教育委員会では、本市小学校で発生したわいせつ事案を受け、令和2年1月に、大学教授、弁護士、精神科医、臨床心理士、学校長を構成員とする「子どもへの性暴力防止対策検討会」を立ち上げ、令和3年6月に同検討会から教育長へ提言書が提出されました。（提言書の内容は、別紙1「子どもへの性暴力防止対策について－提言－概要版」参照）

これを受け、学校や児童相談所等と連携した子どもを性暴力から守る仕組みを構築していましたが、一層の体制強化を図るため、このたび、千葉県弁護士会と「危機対応チーム」の設置に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

1 協定締結の目的

弁護士等を構成員とする「危機対応チーム」を設置し、関係職員からの聞き取り等を行う独立した体制を構築することで、関係機関の役割分担を明確にして、学校が子どもへの支援を集中的に行い、これにより子どもを性暴力から守る仕組みを構築するものです。（協定内容は、別紙2「危機対応チームに関する協定書」参照）

2 協定締結日

令和4年4月28日（木）

3 連携体制について（別紙3「子どもを性暴力から守る仕組み概念図」参照）

性暴力事案発生時は、子どもを守ることを第一に、学校、教育委員会、児童相談所等が役割分担しながら、必要な対応を図ります。

○学校は、関係職員を直ちに分離するとともに、子どもへの支援を集中的に行います。また、学校及び教育委員会は、子どもへのカウンセリング等の継続的な支援を実施します。

○子どもへの聞き取り等は、心身に十分に配慮する必要があるため、被害確認の専門的な知見等を有する児童相談所が行います。

○関係職員への聞き取り等は、弁護士等を構成員とする「危機対応チーム」が行います。

4 その他

本市では、性暴力事案が発生しない場合においても、子どもが学校外に相談や助けを求めるための制度として「子どもにこにこサポート」の制度を設けているほか、子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実等を進めており、今年度からは新たに「子どもの権利条約」に関するリーフレットを市立学校に在籍する全ての子ども達に配布したほか、毎年4月を「生命（いのち）の安全教育月間」とし、取り組みを進めています。